

令和3年10月8日

一般競争入札を下記のとおり行います。

1 入札執行者

〒699-1831 仁多郡奥出雲町中村940番地
横田地区ライスセンターグループ
代表 岩田農園株式会社 代表取締役 岩田 孝史

2 入札に付する事項

件名	米穀乾燥調製施設 機械設置工事
工事場所	仁多郡奥出雲町中村941番7
工事種別	機械設置工事
完成期日	令和4年3月10日
支払条件	引渡時の支払額 全額
契約保証金	免除する
入札保証金	免除する

3 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

次に掲げる条件をすべて満足した者としてします。

(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
(3)	営業種目：工種-機械設置工事
(4)	本日から入札参加資格確認の日までの間に、国土交通省、島根県のいずれからも、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
(5)	当該入札に係る契約を履行する能力を有すること。
(6)	島根県内で同様の工事実績がある者。
(7)	完成後の不具合が生じた場合、1時間以内にメンテナンス対応が可能であること。

4 競争参加資格に関する事項

(1) 提出する書類

入札参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書、添付書類一式を担当者へ持参又は郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便等送達過程の記録が残る方法により下記提出期限必着）により提出しなければならない。期限までに申請書を提出しない者は、本件の入札に参加することができない。

(2) 申請書等の提出期限

提出期限	令和3年10月14日17時00分まで
提出場所	岩田農園株式会社（仁多郡奥出雲町中村940番地）

(3) 申請書等の様式の入手方法

本組合事務所で受け取るかホームページ（<https://www.iwatanouen.jp/>）からダウンロードすること。

5 設計図書等の閲覧

閲覧期間	令和3年10月8日から開札日の前日まで（土曜、日曜及び祝日を除く）
閲覧方法	岩田農園株式会社に据え置き（仁多郡奥出雲町中村940番地）

6 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、書面を担当者へ提出するものとする。

区分	設計図書
提出期限	令和3年10月14日 12時00分まで
回答	令和3年10月18日 17時00分までにホームページに掲載する。

7 競争入札の日時及び場所

日時	令和3年10月21日 14時00分
場所	奥出雲町役場仁多庁舎 2階入札室

8 入札方法等

(1)	郵便による入札は認めない。
(2)	一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。
(3)	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(4)	入札回数は、再度入札も含め3回までとする。
(5)	代理人をもって入札する場合は、委任状を提出すること。
(6)	入札者又はその代理人は、入札に際し同一事項について同時に他の入札者の代理人になることはできない。
(7)	入札事務については、島根県建築工事等入札執行要領（島根県会計規則（昭和39年島根県規則22号））を参照する。

9 入札の無効

次の入札は無効とする

(1)	告示に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2)	虚偽の申請を行った者のした入札
(3)	入札に関する条件に違反した入札
(4)	入札の時点までに奥出雲町建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けた者のした入札
(5)	その他入札の時点において競争参加資格のない者のした入札

10 落札者の決定方法

予定価格内で最低入札をした者とする。

11 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、理由の説明を求めることができる。説明を求める者は、競争参加資格審査の結果を受け取った日の翌日から7日以内に、書面を担当者へ持参して提出しなければならない。説明を求めた者に対しては、書面が提出された日の翌日から7日以内に書面により回答する。

12 その他

(1)	落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
(2)	入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は入札者の負担とする。
(3)	その他詳細不明の点については、岩田農園株式会社までお問い合わせ下さい。 TEL：0854-52-1698 FAX：0854-52-1697